

議案第 8 号

富津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
富津市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

行政組織の改編に伴い、部の所掌事務の規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市行政組織条例の一部を改正する条例

富津市行政組織条例（昭和46年富津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号コを次のように改める。

コ 公共施設マネジメントに関すること。

第2条第1号サ中「管理」の次に「及び利活用」を加える。

第2条第2号イからオまでを次のように改める。

イ 市長の特命事項に関すること。

ウ 情報システムに関すること。

エ 経営改革に関すること。

オ DXの推進に関すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。